

27. 下水道等排水設備工事費補助金

◆事業内容

下水道の利用促進のため、下水道の排水設備工事等を早期に行う方に、その工事費用の一部を補助金として助成します。

◆対象となる人

下水道を利用する排水設備の整備を実施した人

◆補助対象

- (1) 下水道の供用開始後1年以内に完了した排水設備工事
- (2) 合併処理浄化槽を設置している人で、供用開始後3年以内に完了した排水設備工事

◆補助金額

- (1) 上記の(1)に対し、排水設備工事費から50万円を控除した額
ただし、限度額は30万円とします。
- (2) 上記の(2)に対し、排水設備工事の実費に相当する額
ただし、限度額は30万円とします。

◆対象となる工事

- (1) 専用住宅または併用住宅（住宅部分が延床面積の1/2以上）の排水管理設工事
- (2) くみ取り便所から水洗便所への改造工事(便器、床)
- (3) 撤去工作物の現況復旧

※以下は対象外です。

現況復旧以外の舗装などや便所の壁・天井の改装費
新築、改築、10㎡以上の増築、販売賃貸目的のもの
市税・水道料金を滞納している人

◆申請・お問合せ先

建設部上下水道課 下水道グループ TEL 53-1972

メールアドレス jougesuidou@city.nanao.lg.jp